

決算特別委員会会議録（第2号）

---

○会 議 月 日 令和2年9月9日（水曜日）

---

○会 議 場 所 蓬田村議会議事堂

---

○出 席 委 員（8名）

委 員 長	柿 崎 裕 二 君		
副 委 員 長	吉 田 勉 君		
委 員	小 鹿 重 一 君	川 崎 憲 二 君	
	久 慈 省 悟 君	森 弘 美 君	
	坂 本 豊 君	木 村 修 君	

---

○欠 席 委 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
副 村 長	工 藤 洋 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	佐 井 邦 彦 君
総 務 課 長	小 松 生 佳 君
税 務 課 長	川 崎 幸 治 君
住 民 課 長	佐 藤 一 仁 君
健 康 福 祉 課 長	高 田 一 憲 君
教 育 課 長	木 村 伸 一 君
産 業 振 興 課 長	高 田 徹 君
建 設 課 長	稲 葉 正 明 君
代 表 監 査 委 員	武 井 昭 夫 君

---

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長

中 川 悟 君

議 会 事 務 局 次 長

坂 本 ゆかり 君

---

○会議に付した事件

1. 議案第48号 令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  2. 議案第49号 令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  3. 議案第50号 令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  4. 議案第51号 令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  5. 議案第52号 令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  6. 議案第53号 令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
  7. 議案第54号 令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 

○議事の経過概要

午前9時40分 開会

○柿崎委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、議案第48号令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

まず、25ページまでの歳入全般について質疑を行います。質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 13ページ、お願いします。

3目の土木使用料、住宅使用料についてお伺いいたします。

収入未済額が520万円ほどになっております。2年前の収入未済額が410万円ぐらいで

して、この2年間で約110万円ほど増えています。特にこの前年度決算から見れば一挙に84万円ぐらい増えております。収納率も年々下がっており、74%という具合になっております。このまま増え続ければ、支払う方も大変になってくるかと思うわけでありましてけれども、対応をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 これまでも同じように滞納者には督促をしながら納付相談をし、徴収していただけるよう努めてまいります。

○柿崎委員長 8番木村委員。

○木村委員 5年間滞納を続ければ時効というふうになって不納欠損で処理されるということも考えられます。蓬田村のこれは監査委員からも指摘され続けている事柄でありますけれども、蓬田村の家賃滞納整理事務の要綱というものはどういうふうになっているのか伺います。（「休憩をお願いします」の声あり）

○柿崎委員長 暫時休憩いたします。

午前9時43分 休憩

---

午前9時47分 再開

○柿崎委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

建設課長。

○稲葉建設課長 滞納者にはまず督促状のほうを出して、その後、納めていただけてもらえなければ、電話、訪問によりまた家賃等の納付についてお願いすると。それでも駄目な場合は連帯保証人に通知してお願いするというふうになっております。そのように努めていきたいと思っております。

○柿崎委員長 8番木村委員。

○木村委員 時効と、それから不納欠損で処理に関して、村ではどういうふうを考えているのか。平等性ということを考えれば、単に5年過ぎたから時効として扱って不納欠損で処理するという事になれば、実に不平等、公平性に欠けるというふうな気がするわけでありましてけれども、その点、どういう具合に考えているのか。

そしてまた、現在の村営住宅の入居率、入居状況はどういうふうになっているのか再度お聞きいたします。（「休憩をお願いします」の声あり）

○柿崎委員長 暫時休憩いたします。

午前9時48分 休憩

---

午前9時52分 再開

○柿崎委員長 休憩を取り消し、会議を再開します。

建設課長。

○稲葉建設課長 時効については、時効をせずに納税していただくように努めてまいりたいと思います。納付していただくように努めてまいりたいと思います。

入居の状況であります、よもつと団地が50戸に対して現在48戸が埋まっております。入居率で96%、宮本団地が30戸に対して23戸埋まっておりますので、76.6%、入居率合計では88.7%になります。

不納欠損はしないで納税していただくように努めてまいります。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。7番坂本 豊委員。

○坂本委員 同じく13ページのコミュニティバスの使用料20万円とありますが、そこでちょっとお聞きしたいんですが、前に、スーパーの蟹田のマエダまでの延長できないかという質問をしたんですけれども、その後何か調査した経緯とかありましたらお答え願います。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 実際の距離等を測ったわけではありませんが、どうしてもやはり時間のダイヤの関係上、今まである本数が確実に少なくなるのは分かっておりますので、特別そこまで延ばす路線の検討を詳しくはしておりません。現在のコミュニティバスの稼働の関係を見ても、運転していただく運転手さんを探すだけでもちょっと大変なところがありまして、今の現状のままでもどうにかこうにか回しているということなので、これ以上延長を増やして本数をそれに合わせて増やすとか、時間の構造をがらり変えるとなるとかなり支障が出るということが懸念されますので、もともと延ばすような考えは今のところはございません。

以上です。

○柿崎委員長 ほかにありませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 2ページをお願いします。

さっきの木村委員の質問と同じようなことを聞くんですけれども、これは村税がここに載っています。監査委員の指摘によりますと、不納欠損額は去年よりは下回っている

ということなただけけれども、それはいわゆる時効によって処理したからだということなわけです。そこで、意見書にもあるように、滞納整理機構へお願いするというのも当然あるでしょうし、ただ、全庁体制というのは職員みんなが努力して回収するというようなことに努めてほしいというようなこと。

それから、時効を安易に成立させるというか、完成させることのないように、時効の中断というのを図っていただきたいというような意見であります。私も全く同感です。

そういうことで安易に時効が成立したから落としていけばいいんだというのではなくて、やはり回収する努力というのは当然必要だと思います。一生懸命納税している人と、さっきも質問にありましたように、あるいは払えるのになという感じの人がいないわけでもないのではないかという感じもするわけです。そういうことからすると、収納率を上げるという意味ではどんどん落としていくということはいいのかも分かりませんが、一般の村民はそのようには感じないと思いますので、そこら辺の考え方についてお伺いします。

○柿崎委員長 税務課長。

○川崎税務課長 委員おっしゃるとおり、住民の方が5年黙って我慢すれば時効になるというようなことを思っていれば納めている人にあれなんですけれども、現在、滞納整理機構及び県税事務所さんの協力を得ながら徴収に励んでいるところであります。今回、コロナの影響で最終の2月頃から5月にかけてどうしても思うように収納できなかったこともまた事実でありますけれども、昨年から例えば漁師の方で水揚げの1割とかを納税向けに預金してもらうという、そういうような取組もやっております。当然同意を得ないとそれできないものですから、今後も滞納している方々にそういう同意を得られるように、また頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○柿崎委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 いろいろ創意工夫しながら納税していただくように努めているように感じました。これからもできるだけ納税率を上げていただきますように、その不納欠損額が出ないようにみんなで頑張ってください。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。2番川崎委員。

○川崎委員 先ほど木村議員が質問した住宅の使用料についてお聞きするんですけれども、これ監事の意見書を見ていくと、毎年金額もそうですけれども、件数が増えているとい

うことになっていて、その件数が増えている方、払っていない方が増えているということなんですけれども、この人たちと話し合いをして、それこそ原因が何で納められないのか、失業、または定職に、仕事を辞めたとか、原因はあると思いますが、そういうのも調査したりはしているのでしょうか。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 増えているのは、やはりコロナの影響でちょっと失業したとかの申入れがありまして増えている状態にあります。

○柿崎委員長 川崎委員。

○川崎委員 今言われましたコロナの影響等とありますけれども、そうすればそういうのに一応相談していただいて、減免とか、安くなるとかはできなくて、そのまま、それこそ収入がなければ払えないという状況にありますけれども、その人たちも生活しているわけで、幾らかでも払えると思うんですけれども、そこをやっぱり上手に話、折衝しながら、毎月満額でなくても5,000円なり、1,000円なり、下手すれば1,000円なり、そういう感じで幾らかでも回収していかないと、ずっと増えていくような感じがするんですけれども、その対応はどのように考えているか教えてください。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 議員おっしゃるとおり、満額払えない場合は何千円でもいいので納めてくださいというふうに滞納者にはお願いしております。

○柿崎委員長 川崎委員。

○川崎委員 入居者の方も失業等で大変かと思っておりますけれども、やはりこういう家賃等の支払いというのは義務になっているので、そこは引き続き徴収、満額でなくても幾らかでも多く徴収できるようにお願いしたいと思っております。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に歳出に入ります。

議会費、総務費26ページから44ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 30ページをお願いします。

会計システムの決算で376万円計上されているわけですが、そこでお聞きしたいのは、役場全体でこういう会計システムというものに対しては全て含めて幾らぐらいかかって

いるのかお答え願いたいと思います。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 ここで備考欄に書かれている財務会計システムの関係ですけれども、これはあくまでも庁舎全体の会計を管理しているシステムでありまして、これで伝票の作成とか、そういうことをしているシステムです。あと全体のシステムということになりますと、おのおの国保は国保の税の関係のシステム等々ありまして、契約は1本ですけれども、予算額はおのおのばらばらに分かれておりますので、ちょっと私のところの手持ちでは総額の一覧はないので、この決算書のおおののところに予算化されているものが全てでございます。

以上です。

○柿崎委員長 坂本委員。

○坂本委員 課によってみんな予算がばらばらになっているので、全体のやつは把握できないということでしたけれども、何かこの会計システムというのは独占価格みたいな感じで向こうの言いなりになっている値段なのかなと思って非常に私たちから見ると高額なような気がするわけですが、恐らく業者というのは蓬田村だけでなく、いろいろな市町村の会計システムを一手に引き受けているので、そのシステムそのものは同じでも値段がもっと安くなるような感じがするわけですよね。なぜこのように高いのかちょっと不思議なので、もしお答えできればと思います。

○柿崎委員長 総務課長。

○小松総務課長 電算関係のシステムの話になりますけれども、やはり単年度で入れているわけではありませんで、5年リースとかという形にはなりますが、どうしてもその1回目入れたところのデータがそのまま生かせるということになりますと、5年後もまた同じようなところを使わざるを得ないという形にはなろうかと思われまして、ただ、あくまでもその部分では多少なりとも値段の交渉は担当間ではやれるようにしております、ほかの町村を何十もやっているから安くなるべやという話を幾らしても、会社は会社の多分いろいろな立場がありますでしょうし、どうしてもその中での見積額で予算化をするということでもあります。

やっぱりどうしても一旦入れているシステムを例えばN社のシステムから例えばFの会社さんのシステムに入替えるとかないと、何年前にありましたけれども、黒石の市役所でしたっけ、H社のシステムから別な会社のシステムに入替えるという、何

かそういう経緯になったんですけれども、何か半年以上たってもそのデータ移行ができなくて、結果的にはその元に戻して受注したところが何か結構お金をかぶった、違約金をかぶったみたいな話がありますので、すんなりデータ移行も行けばいいんですけれども、データ移行をするとなりとデータ移行の部分でまた経費がかかるということにもなりますので、結局委員おっしゃっているように独占的なものに結果的にはなってしまうのかなと思います。値段的なものに関しては、やはり一般事務の私たちが積算するわけでもないですし、それなりのメーカーが適当な価格を提示しているところでは判断せざるを得ないということにはなりますので、どうしてもそういう形には見えるのかなと思います。ただ、そういう5年ごとのリースごとにシステムのものを取り替えるとなると、そういう弊害があるということもちょっとお含みおきをしていただきたいと思いますので、今後もこういう形でしかやり方はできないのかなと思いますので、何とぞそういう形で対応していくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○柿崎委員長 坂本委員。

○坂本委員 言っていることは分からないわけじゃないんですけれども、この会計システムだけで375万円、5年やると400万円ずつですから、2,000万円近いお金を払うわけです。コンピューターとか使っていると思うわけですが、機械の部分とソフトの部分の値段が別々だと思うわけですね。ですから、ほとんどが機械そのものよりもソフトのほうの値段が高いと思うわけです。375万円と言えば、1人の人件費にしてみれば何か月分もかかって入力したり直したりするのに相当するような人件費だと思うわけです。だからそれと比較すると随分高いので、役場の人たちが誰もできないのをいいことに、業者が言い値段でやっているのではないかなと思うわけです。ざっくりばらんでいいですから、この役場で入れている会計システム、計算していないんですけれども、各課全部合わせて大体幾らになるのか、概算でもいいので、お答え願ひしますか。（「休憩願ひします」の声あり）

○柿崎委員長 暫時休憩いたします。

午前10時08分 休憩

---

午10時12分 再開

○柿崎委員長 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○小松総務課長 役場全体で入れているもろもろのシステムの総額は年間2,800万円ほどになります。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に民生費、衛生費、労働費で、44ページから57ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 質問ないようですので、次に農林水産業費、商工費で、57ページから67ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 60ページの多面的機能支払交付金6,077万円ですけれども、これ水土里への支払いだと思うわけですが、賃金の支払いが遅くなっているという話を聞いているんですが、事実かどうかお伺いします。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 去年から比較しまして、去年は確かに国の交付が遅く、例年にないぐらい遅かったんですが、今年は去年から見れば1か月ほど早くなっております。国の交付決定があり次第、うちのほうは最速で出せるように事務は続けているんですが、どうしても国、県として来て、そこからの交付時期がうちのほうとしてはどうしようもならないことでして、そこを解消するためには、その年の3割は次の年に繰り越せるという制度がありまして、今現状ではまず1割ぐらいの繰越しをしていらっしゃると思うんですが、繰越しするとその年は使える額が減って、大変になるんですが、1年我慢して3割を繰り越してもらえると大分春先の作業は楽になるかと思います。

以上です。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 去年よりは緩和されたという話ですか、何か、例えば4月か5月に作業しても、もう6月か7月でないとお金が入らない。2か月以上給料を払わないというのは、普通常識ではないので、これを何とかするために役場のほうで立て替えて払うということとはできないのか、率直に言って。制度上も駄目なのか。その辺、労働者としてはその月に欲しいわけで、最低1か月以内に欲しいわけですよね。それを2か月も3か月も待たされるというのはちょっと困るので、そういうことができないのかどうかも含めて答

弁をお願いします。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 今この場で確実なことは言えないんですが、制度を設定すれば可能だとは思いますが。ただ、ほかの町村の状況も見てみましても次年度繰越しで対応しているのがほとんどでして、制度上問題ないのか少し勉強させてください。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。1番小鹿委員。

○小鹿委員 同じ多面的機能支払交付金についてでございますけれども、この中には長寿命化の事業の資金も入っていると思うんですけれども、一般の多面的機能支払交付金というのは対象面積に応じた交付金が来ると。この長寿命化の交付金は今はやりたいですよと手を挙げた参画地域については一律の200万円という事業費になっています。この一律で200万円というのは、金額は別にしても一律でやりなさいよということについて、国、あるいは県の指導なのか、あるいは村の考え方なのか、それがまず1つ。

それから長寿命化に取り組むにしても、やはり面積にそれぞれ非常に差があるわけですので、面積に応じたいわゆる事業資金の設定というのは考えられないのかという声もありますので、そこら辺はどうでしょう。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 確かに年間長寿命化施設整備するとなつて200万円は足りないのかもしれない。ただ、町村への割り当てで県から来ますので、200万円が上限ということになっております。ほぼ全地区が200万円だと思うんですが、制度上、これ以上はどうしようもない状態です。

以上です。（「面積に応じてできないか聞いていたんだけど」の声あり）

200万円が上限で、もうそれ以上配分が来ないので、面積に応じて配分するという形は取れない状態です。

○柿崎委員長 1番小鹿委員。

○小鹿委員 長寿命化ですので、今いろいろな例えばU字溝を入れるとか、あるいは水門を設置するとかという、高額なものとかいろいろあるわけですがけれども、やはり面積の大きい地域においてはいろいろやりたいメニューもあるわけですよ。そういうことで今課長がそういうことだと答弁しましたけれども、そういうところはもう少し柔軟に、多いところには多くというふうなことになっていってほしいなという要望でございます。

○柿崎委員長 ほかに。7番坂本委員。

- 坂本委員 同じく60ページの先ほど質問したところの上にある中山間地域等直接支払交付金482万円の件についてお聞きしますが、これほどこの地域へ支払いしているんでしょうか。
- 柿崎委員長 産業振興課長。
- 高田産業振興課長 お答えします。
- 蓬田、郷沢、広瀬、高根の5地区です。すみません。阿弥陀川が抜けていました。
- 柿崎委員長 7番坂本委員。
- 坂本委員 中沢とか、長科は抜けているわけですが、以前、この中沢地区の中山間地域等直接支払交付金は、水土里のほうへ回すということを決めたわけですが、今蓬田とかいった地域はそういうことはしていないということで、中沢はこのお金は直接水土里のほうに入っているわけですか。
- 柿崎委員長 産業振興課長。
- 高田産業振興課長 多面的の事業がある前は、各地区で中山間をやられていたと思うんですが、まず、やる事業内容がほぼ同じで、事務がダブルで煩雑になると。各地区の判断で中山間をやめて、その分という考えではないんですが、多面的でカバーするので、中山間はやりませんという地区が増えてきまして、現在この決算上は5地区ですが、今年度は4地区まで減っております。
- 柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。6番吉田委員。
- 吉田委員 59ページの農業振興費の1の報酬と7の賃金はどのような違いがありますか。
- それと賃金については、当初の予算から見てかなり減っているんですけども、猿の被害がだんだん人家に近づいている中で、被害が減っているのに賃金が下がっているということの説明をお願いします。
- 柿崎委員長 産業振興課長。
- 高田産業振興課長 1の報酬、蓬田村鳥獣被害対策実施隊報酬は、実施隊の行動に対する報酬となっております。この実施隊というのは猟友会2人分、90日分の報酬となっております。その下賃金の有害鳥獣対策賃金は、猟友会とは別に見回り隊として猿の出没情報から村内の見回り、設置しているわなの見回り等を行っている方への作業賃金です。
- 回れる時間等も賃金のほうは一般の方なんですけど、なかなかそのかけたわなを回ってもらうのに合わせて見回り、出没情報を見て見回りというふうにしておりますので、予算は大分多めにしておりますが、うちのほうの要望に応じて大分見回りはしてもらって

いる状況です。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。6番吉田委員。

○吉田委員 今と同じところですがけれども、賃金のほうは見回り隊ということで、わなの見回りという説明でしたけれども、今年度の事業でわなに無線、Wi-Fiつけてかかったら連絡が行くようになるという事業がありますよね。それを活用すると見回り隊の賃金というのはまた少なくなるというふうにとってよろしいのでしょうか。

○柿崎委員長 産業振興課長。

○高田産業振興課長 ICTで入れたシステムを使用しましてかかるものに対しては、職員でほとんど対応しますので、被害状況その他は見回り隊の行動していただく分は少なくはしたくないと思っております。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 62ページの土地改良区の予算83万円ありますけれども、これにちょっと関連してお聞きしたいわけですが、うわさで聞いた話なんです、蓬田地区で今土地改良の事業が進められているという話があったんですが、それが事実ならば、どういうことが行われているのか、分かっている範囲内でお答えをお願いします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 今現在は、蓬田地区約62ヘクタールの圃場整備をやりたいということで、県のほうからの説明会を開催して、関係者の同意を徴収しているという状況になっております。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 お聞きしますけれども、その同意を今集めているということですが、何割あればいいのか。あと事業費とか、幾らぐらいの水田に大きくするのかとか、そういうところ分かっていればお話をしてもらえますか。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 今概算の額で工事費としては1反歩200万円で12億4,000万円というふう  
に県のほうでは試算しております。同意の率ですけれども、90%まず同意があれば調査に入れるという状況であります。（「水田の面積は」の声あり）水田の面積は、面積のほうは何反歩にするかというのはこれからその地区の方々が相談して決めることになっておりますので、現在のところは分かっておりません。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 皆さんマスクをしていて、マイクのほうの拾いが相当悪いそうなので、質問する委員も答える各課長も少し大きめにマイクに近づいた形で発言をお願いします。

質問ないようですので、次に土木費、消防費で67ページから74ページまでの質疑を行います。質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 70ページ2目の除排雪費の除排雪構造物破損補償費について伺います。

去年は、一昨年令和元年の雪は極端に少なく、少ない年であったんですけども、この破損補償費、ほぼ例年に近いぐらい支出されておりますが、その支出された補償費の主なる内容をお聞きいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 内容については、舗装補修、水路補修、歩車道ブロック補修、石拾い、側溝清掃作業など18件になっております。

○柿崎委員長 ほかに質問ありませんか。8番木村委員。

○木村委員 この排雪の自動車の借上料のここを見ましても、前年は162万円もかかっていたのが令和元年は18万円と、それから融雪溝管理の補助金も相当例年から見れば少なくなっています。にもかかわらず、この破損費が例年並みに出ているわけでありまして。去年は皆さんもご承知のとおりかと思いますが、非常に雪が少ない年でした。除雪車は何回出たのか、私、相当少ないと思っています。それから排雪は何回行われたのかお伺いいたします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 出動回数は14回、排雪は1回であります。先ほどの除雪構造物破損補償費の件なんですけれども、例年並みとなっておりますけれども、どうしても雪解けてからこれやるもので、どこどこ壊れたというものでありまして、この金額というのは前年の金額というふうになっておりますので、つけ加えてお知らせいたします。

○柿崎委員長 8番木村委員。

○木村委員 この除排雪の問題で、1ついつものことでありますけれども、蓬田村では旧道280号線から陸奥湾に向けてポンプ車の通路というのが災害に備えてあります。冬の間、除雪車はそのポンプ車の通路を除雪してくれるわけで、住民の人は助かっているわけでありましてけれども、ただ、そのポンプ車の通路が舗装になっていけば問題はないん

ですけれども、砂利道になっている箇所については、海岸道路の側溝に砂利や砂が冬でするので、運転手の方ができるだけうまく押そうとして、底から、下から押すんだらうけれども、春になれば石や砂が海岸の道路の側溝に毎年たまっていきます。そしてそこが排水を妨げて、そこに草とか生えて、そこが大変な状況になって、付近の人が非常に不便な思いをしています。もうみんな高齢になってきて、なかなか自分で、自分の家の下の側溝を片づけることができないような年齢になってきています。村では、毎年海岸の道路の側溝を清掃してくれているわけです。ただ、8地区、中沢から広瀬まで毎年順番にやっているわけで、春になるたびに、ポンプ車通路の下はそういう状況になっているので、村の清掃が追いつかないわけですね。

ですから、私が提案するわけですが、除雪隊、シーズンの終わりに3月になればシーズンが終わると思うんですが、その終わる前に海岸の道路の側溝、特にポンプ車通路の下になっている箇所を点検していただきたいと思うわけです。そして、点検して、全部が全部そういう具合に土砂がたまっていないと思いますので、そういう砂利道のポンプ車通路の下はもしたまっていたならば、除雪隊でシーズン終わる前に、側溝を掃除して、整備していただけないものかということをお伺いするわけですが、担当者の見解を伺います。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 除雪隊に最後点検して、側溝に泥、砂利が入っていないか清掃したらよいのではないかという話でありました。それも一つの方法であるとは思いますが、去年みたいに雪が降らなければいいんですけれども、ぎりぎりまで降った場合ということも考えられますので、村のほうで担当課のほうでもその辺の砂利道路で押していくところにつきましても気をつけて点検していきたいと考えております。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に教育費で74ページから86ページまでの質疑を行います。質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、次に87ページ災害復旧費から予備費までの質疑を行います。質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 この一般会計の決算には反対をいたします。

ちょっと読み上げますのでよろしくお願いします。

国保税が高過ぎて払えないという住民の声は切実であります。国保税は中曽根内閣のときから国の負担を減らし、その分を住民に負わせきってから高く、払えないほどの国保税になっています。歴代の自公による悪政が痛みを国民に負わせる政治を続けているわけです。国保制度は市町村から県に移管され、ますます自治体が独自で行う繰入れを困難にしているわけです。滞納額も2019年で2,800万円あり、3年前は3,500万円にもなっていたわけです。住民をいじめる政治の裏では日本の政治経済を支配している大企業には手厚い保護を行い、法人税の引き下げや雇用での優遇を行い、非正規社員が40%を超えることを許しているわけです。今や大企業の内部留保は420兆円を超える額になっています。十数年前から2倍にも増えているわけです。これが資本主義社会の矛盾になるわけです。国民の格差が広がれば、いずれは国の制度は崩壊してしまいます。誰でもが安心して暮らせる社会を目指す方向が現憲法に規定されているわけです。憲法25条を生かした政治は現政権下ではいまだ実現していない。暮らしと生活を守る政治が求められているわけです。住民の負託に応えるのが政治ではないでしょうか。いびつな国保税を払える額に下げる自治体の努力が必要と考え、依然として高い国保税の引き下げを求め、この決算に反対をします。

以上です。ご清聴ありがとうございます。

○柿崎委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第48号令和元年度蓬田村一般会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第49号令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第49号令和元年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第50号令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第50号令和元年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 役場の水道は水源地が高根にあるわけで、中沢まで水が長い距離流れてくる間に、冬は冷たく、夏は熱いという現象が生じて最初想像していたことがなかったわけです。地元の産業用水道と比べるともう何度も温度に違いがあるわけで、これは仕組み

上仕方がないと思うわけですが、当初は冬はあまりにも冷たいので、役場の水道は余り使わないということがありました。夏場も熱くて飲めないという感じでしたが、これに対する対策というのは何か考えられないのか一つ質問したいと思います。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 ちょっと今その対策というのは今のところで考えられないと思っております。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 私が今質問したこと、実態というのはご存じでしょうか。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 実態については、今私委員から初めて聞きました。中沢のほうでそういう現象があるということは。

○柿崎委員長 7番坂本委員。

○坂本委員 今初めて聞いたので対策ももちろん考えていないわけですね。ですから、実態をちょっと調査をして、何か非常に難しいどうにもならない問題かもわかりませんが、何か方法がないのか検討をしてもらえるかどうか、最後にお聞きします。

○柿崎委員長 建設課長。

○稲葉建設課長 調査して検討のほうをしていきたいと思っております。

○柿崎委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結します。

これより、議案第51号令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、議案第51号令和元年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第52号令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第52号令和元年度蓬田村介護保険特別会計歳  
入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件を議題とします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第53号令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求  
めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7人)

○柿崎委員長 起立全員です。よって、議案第53号令和元年度蓬田村宅地造成事業特別会  
計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求め  
るの件を議題といたします。

これより歳入歳出全般について質疑を行います。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論ありませんか。7番坂本委員。

○坂本委員 後期高齢者医療特別会計に反対をいたします。

理由として、後期高齢者医療保険というのは世界でも類を見ない老人を年齢で差別する最悪の制度なわけです。医療費削減を目的として小泉内閣がつくったこの制度の廃止を日本共産党は求めています。

よって、今でも高齢者いじめのこの制度がなくならないということは大変問題なわけです。ですから、賛成するわけにはいかない。

以上です。

○柿崎委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柿崎委員長 ないようですから、討論を終結いたします。

これより、議案第54号令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件を採決いたします。本決算を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6人)

○柿崎委員長 起立多数です。よって、議案第54号令和元年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本決算特別委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については私にご一任願います。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時54分 閉会

---

上記会議の経過は、事務局長中川 悟が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 2年11月 6日

決算特別委員長 柿崎 裕 二